

市民参加実施予定シート

予 定
平成28年4月1日時点

担当課(宅地課)

1 市民参加の手續 実施予定について

通称	開発行為に係る証明書等交付に係る手数料の改正	市が考える市民等への影響	<メリット> ・ 建築基準法に基づく建築確認を受ける際の都市計画法の適合について明確になる。 <デメリット> ・ 特になし
名称	流山市手数料条例の一部改正		
概要	開発行為又は建築に係る証明書等の証明書や工事完了告示前の承認等の交付に係る手数料の改正に伴う手数料条例の一部を改正するものである。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input type="checkbox"/>	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項			
複数実施	<input type="checkbox"/>	審議会等			建築基準法の改正に伴い、建築確認の民間開放及び確認申請の添付図書の明確化により、都市計画法の適合について適合証明等が必要なことから、都市計画法第37条及び都市計画法施行規則第60条証明について有料化し手数料を徴収するため、できるだけ多くの市民等から意見を取り入れる必要があると考えパブリックコメント及び意見交換会を行うこととした。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	パブリックコメント手続	H27/11/24~H27/12/24	全市民等		特になし
	<input checked="" type="checkbox"/>	意見交換会	H27/12/5、H27/12/6	全市民等		特になし
	<input type="checkbox"/>	公聴会				
	<input type="checkbox"/>	政策提案制度				
<input type="checkbox"/>	その他					

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成26年度		平成27年度										平成28年度			
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月
										←→ パブリックコメント ←→ 説明会・意見交換会					

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由